

FutureOne クラウドバックアップサービス約款

第一章 総 則

(定義)

第1条 この約款（以下「本約款」という。）で使用する用語は、全て次に規定する意味を有する。

- (1)「本サービス」とは、「FutureOne クラウドバックアップサービス」の名称で FutureOne 株式会社（以下「当社」という。）が提供するサービスで、基本サービス及びオプションサービスによって構成されるものをいう。
- (2)「基本サービス」とは、本約款に添付され、かつ、その一部を構成する別紙「サービス仕様書」（以下、単に「別紙」という。）に規定するクラウドサービスその他の Acronis International GmbH 若しくはその関連会社（以下、総称して「Acronis 」という。）が提供するサービス及びそれに付随して当社が提供するサービスの全部又は一部をいう。
- (3)「オプションサービス」とは、別紙に規定するクラウドサービスその他の Acronis が提供するサービス（ソフトウェアの使用を含む。）若しくはそれに付随して当社が提供するサービスの全部又は一部をいう。
- (4)「エンドユーザー」とは、日本国内で設立され、かつ、日本国内に事業所を有する会社、団体その他の法人で、当社から本サービスの提供を受けて、使用する事業者をいう。

(目的)

第2条 本約款は、当社が本サービスをエンドユーザーに提供し、かつ、エンドユーザーがそれを使用する際の条件を定める。

(優先関係)

第3条 本約款の規定と本契約（第5条において定義する。本条において以下同じ）の規定の間に齟齬がある場合、本約款の規定の効力が本契約の規定の効力に優先する。本約款に明示的に規定する場合を除き、本契約に本約款に定めのない事項を規定し又は本約款の規定を変更することはできない。

(対価)

第4条 本サービスの提供及び使用の対価（以下「使用料」という。）は、次条の規定に基づき成立する本契約に規定するとおりとする。

（契約の成立）

第5条 エンドユーザーが、当社の所定の書式にサービス内容、対価（使用料）、支払条件、有効期間その他の必要事項を記載のうえ、当社に申し込み、当社が所定の書式によって、かかる申込を承諾した場合、本約款をその契約条件として、当社とエンドユーザーの間で本サービスの提供及び使用についての契約（以下「本契約」という。）が成立する。但し、前記の規定にかかわらず、第8条第2項の規定に基づく通知があった場合、本契約に規定する何らかのサービスの提供があった場合その他の当社による承諾の意思表示と認めるべき事実がある場合は、本契約は成立する。

（支払）

- 第6条 本契約が成立した場合、エンドユーザーは、本契約の規定に従って、使用料を、あらかじめ当社が指定する口座への振込により当社に支払うものとする。
- 2 エンドユーザーが、前項に規定する如何なる金額の支払を怠った場合、その完済に至るまで、エンドユーザーは、その支払を懈怠した金額に対して年14.6%の料率で算定される遅延損害金を当社に支払わなければならない。
 - 3 振込手数料その他の前各項の規定に基づく支払に要する費用は、全てエンドユーザーの負担とする。
 - 4 本契約の如何なる規定にかかわらず、当社はエンドユーザーから何らかの金銭の支払を受けた場合、如何なる場合も、その全部若しくは一部をエンドユーザーに返還し又は払い戻す義務を負わない。

（有効期間）

第7条 本契約の有効期間は、本契約に規定するとおりとする。但し、かかる期間満了の60日以上前までに、当社又はエンドユーザーの一方から他方に対し、書面により何らの異議のない場合、本契約は自動的に1年間更新され、以降も同様とする。

第二章 サービス条項

（本サービスの提供）

- 第8条 第5条の規定に基づく本契約の成立後、当社は、本契約の規定に従って、エンドユーザーによる本サービスの使用のために、速やかに、アカウント及び管理サイトの設定を含む初期設定を行うものとする。
- 2 前項の規定に従って、初期設定が終了した場合、当社は、速やかに、本契約に連絡先として規定するエンドユーザー窓口担当者のE-mailアドレスを通じて、Acronisをして、本サービスの使用に必要な、ID及びURLをエンドユーザーに通知させるものとする。

- 3 エンドユーザーは、当社が、その独立した判断と裁量により、本サービスの提供の全部又は一部を Acronis その他の第三者に委託することを承諾し、かかる委託について何らの異議を述べない。

(本サービスの使用)

- 第9条 エンドユーザーは、前条第2項に規定するID その他の本サービスの使用に必要なエンドユーザーの認証情報を、自己の重要な情報を管理するのと同等以上の注意をもって管理し（但し、如何なる場合も善良なる管理者の注意を下回らない。）、第三者に開示若しくは貸与し又は第三者と共有してはならない。万が一、かかる認証情報の不正使用、漏洩その他の不正行為に起因してエンドユーザーが損害を被ったとしても、当社及び Acronis は何らの責任を負わず、かかる不正行為に起因して当社又は Acronis が損害を被った場合、エンドユーザーはかかる損害を賠償するものとする。
- 2 本契約に規定する本サービスにソフトウェアの使用を含む場合、エンドユーザーは、本契約に特に規定する場合を除き、自己の責任と費用負担で、前条第2項に規定する管理サイトを通じて、遅滞なく、該当のソフトウェアをダウンロードのうえ、インストールするものとする。

(責任)

- 第10条 当社は、本契約成立時点の現状有姿で本サービスをエンドユーザーに提供するものとし、本約款に明示的に規定する場合を除き、エンドユーザーに対し、本サービスについて、商品性、権利非侵害、財産権若しくは特定目的への適合性の黙示的保証、サードパーティのソフトウェア、スパイウェア、アドウェア、クッキー、メール、文書、広告、若しくはそれに類するもののフィルタリング、無効化、削除によるサードパーティの権利の非侵害の保証、又は商慣習、取引の過程若しくは履行の過程から発生するあらゆる黙示的保証を含む、あらゆる法律上又はその他の保証を含む、如何なる保証を行わない。本契約に基づく当社のエンドユーザーに対する唯一かつ全ての責任は、本契約の規定に従い、善良なる管理者の注意をもって、本サービスをエンドユーザーに提供することに限られる。

(本サービスの停止)

- 第11条 当社又は Acronis は、次のいずれかに該当する場合、エンドユーザーによる本サービスの使用の全部又は一部を停止させることができるものとする。
- (1) 法執行機関または管轄の司法機関、政府機関、監督機関または規制機関からの、契約上、法律上、規制上の義務、要求、または命令を順守するため
 - (2) エンドユーザーが、不正行為、違法行為若しくは犯罪行為を行い、又は当社、Acronis その他の当事者に損害を与えるような行為をし、又はその準備があると当社若しくは Acronis が疑う合理的な理由がある場合
 - (3) エンドユーザーが、契約上、法律上、規制上、または管理上の義務に違反した場合
 - (4) 第16条に規定する事由のいずれかが生じた場合
 - (5) 第8条第2項に規定するID その他の本サービスの使用に必要なエンドユーザーの認証

情報の盗用があったと認められる場合

(6) 次のいずれかに該当することを Acronis が合理的な理由により確信している場合

- ① エンドユーザーが本サービスの運用可用性を損ない又は危険にさらすおそれがある場合
- ② 不正、策略、改ざん、陰謀、虚偽若しくは無効な番号、虚偽のクレジット端末、電子デバイス、又はその他のあらゆる不正な手段や機器を防ぎ、それらから保護するために必要な行為である場合
- ③ Acronis、その関係会社、及びそれらの幹部、取締役、株主、従業員と代理人、その他の関係者を実際または潜在的な経済的不利益から保護するために必要な行為である場合

(7) 本サービスの提供の用に供されるハードウェア、ソフトウェアを含む情報システム若しくは通信回線のメンテナンスが行われる場合若しくはそれらに何らかの障害が発生した場合、又は本サービスの運用上若しくは技術上の理由でやむを得ない場合

(8) 前各号に準ずる相当な理由があると当社又は Acronis が判断する場合

- 2 当社又は Acronis は、商業合理的に実行可能であると判断する場合、前項の規定に基づく停止について事前にエンドユーザーに通知するものとする。
- 3 前各項の規定に基づく停止に起因してエンドユーザーが被った損害について、当社及び Acronis は、如何なる責任を負わず、エンドユーザーは、かかる停止の期間について使用料の負担を免れない。

(本サービスの変更又は廃止)

第 12 条 エンドユーザーは、本サービスの仕様は、当社又は Acronis の独立した判断と裁量により随時変更される場合があることを確認し、かつ、同意する。

- 2 当社は、理由の如何を問わず、6ヶ月以上前までに書面によりエンドユーザーに通知することにより、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとする。前記の規定に基づき本サービス全部が廃止される場合、本契約は、かかる廃止日をもって、将来に向かって解除されるものとする。
- 3 前各項の規定に基づき変更若しくは廃止又は解除がある場合、如何なる場合も、当社又は Acronis は、かかる変更若しくは廃止又は解除に起因してエンドユーザーが被った損害について何らの責任を負わない。

第三章 一般条項

(情報の取り扱い)

第 13 条 当社及びエンドユーザーは、相手方より開示された技術上、営業上その他業務上の情報のうち、次に該当するもの（以下「秘密情報」という。）の秘密を厳に保持し、相手方の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。

- (1) 秘密である旨を明示して、書面、物品その他の有体物に化体して又は電磁的手段により開示されるもの
 - (2) 開示の際に秘密である旨を告げて、口頭、映像の投影その他の視聴覚的な態様で開示のうえ、開示日から14日以内に相手方に書面により通知されるもの
 - (3) 開示の態様及び秘密である旨の明示の有無を問わず、本サービスに関するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。
- (1) 相手方から開示された時点で公知である情報
 - (2) 相手方から開示された後、本契約に違反することなく、公知になった情報
 - (3) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (4) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (5) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- 3 本契約の如何なる規定にかかわらず、エンドユーザーは、本サービスを使用してエンドユーザーが処理し、蓄積し又は送信する如何なる情報を、Acronis が定める通常のアクセス及びセキュリティ手順並びにプライバシーポリシー (<https://www.acronis.com/en-us/company/privacy/>) で詳述される。) に従って、本サービスの提供に必要な範囲で、使用するための非独占的かつ譲渡可能な権利を Acronis に許諾する権限を当社に付与する。

(知的財産権)

- 第14条 エンドユーザーは、本サービスに関する特許権、著作権、ノウハウに関する権利その他の一切の知的財産権は、当社又は Acronis に帰属することを、確認し、かつ、同意する。
- 2 本サービスについて、第三者の知的財産権を侵害したとして、エンドユーザーが第三者から損害賠償その他の請求を受け又は第三者から訴訟を提起された場合、エンドユーザーは、直ちに、当社にその旨を通知するとともに、かかる紛争解決の実質的権限を当社又は Acronis に付与し、その処理について当社又は Acronis の判断に従うことを確認し、かつ、同意する。

(反社会的勢力の排除)

- 第15条 当社及びエンドユーザーは、本契約の締結時点において並びにその後将来に渡って、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、保証する。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）であること
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 当社及びエンドユーザーは、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかにでも該当する行為を行ってはならない。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 当社又はエンドユーザーは、相手方が第1項のいずれかにでも違反すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該違反の有無につき、相手方の調査を行うことができ、相手方はこれに協力するものとする。また、当社又はエンドユーザーは、自らが第1項のいずれかにでも違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、直ちにその旨を通知するものとする。

(不可抗力)

第16条 当社又はエンドユーザーは、法令の制定改廃、若しくは地震、台風、洪水その他の天災地変、若しくは戦争、暴動、軍事若しくは民間機関の行為、若しくは公共交通機関、運送事業者、通信回線等の事故、若しくは停電、若しくは感染症を含む公衆衛生上の危機、若しくは検疫、若しくはストライキ又は燃料危機を含むがこれに限られない、当事者の合理的な支配の及ばない事由により本契約に基づき相手方に対して負担する何らかの債務の履行が遅滞し又は不能になった場合、かかる債務が金銭債務である場合を除き、相手方が被った損害について一切責任を負わない。

(損害賠償)

- 第17条 債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因の如何を問わず又は損害の発生の可能性について通知されていたかを問わず、当社又はエンドユーザーは、相手方が本契約その他債務の発生原因及び取引上の社会通念に起因して本契約のいずれかの規定に違反したことにより損害を被った場合、相手方に対して被った損害の賠償を請求できる。但し、当社又はエンドユーザーは、間接損害、特別損害、付随的損害、消極的損害、精神的損害、偶発的損害、懲罰的損害、逸失利益、機会の逸失又はデータの滅失については何らの責任を負わず、当社又はエンドユーザーが相手方に対して負担する損害賠償の累計総額は、直近12ヶ月間に当社が第6条の規定に基づきエンドユーザーから現実に支払いを受けた金額（消費税等を除く）を超えない。
- 2 前項の規定に基づく損害賠償の請求は、当該規定に定める違反が生じた日から3ヶ月を経過した場合は、行うことができない。

(期限の利益の喪失)

第 18 条 エンドユーザーが次条第 1 項又は第 2 項に規定する事由のいずれかに該当した場合、エンドユーザーは、本契約に基づき当社に対して負担する金銭債務の一切について期限の利益を喪失し、その全額を、直ちに、当社に支払わねばならない。

(解除)

第 19 条 当社又はエンドユーザーは、本契約その他債務の発生原因に照らして相手方の責に帰すべき事由に起因して、相手方が本契約のいずれかの規定に違反し、かつ、書面により相当な期間を定めて催告した後も当該違反行為が改善されない場合、本契約の全部又は一部を解除できる。但し、かかる期間を経過したときにおける不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である場合は、本契約を解除できない。

2 当社又はエンドユーザーは、相手方が次のいずれかに該当する場合、本契約に基づく如何なる権利を失うことなく、かつ、相手方に対して損害賠償その他の責任を負うことなく、何らの通知催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができる。

(1) エンドユーザーが第 6 条その他の本契約の重要な規定のいずれかに違反したとき

(2) 本契約に規定する義務の全部又は一部の履行を拒絶したとき

(3) 第 16 条に規定するいずれかの事由が生じたことに起因して、本契約に規定する義務の全部又は一部の履行が不能になり、かつ、かかる履行不能が 90 日以上継続したとき

(4) 監督官庁から営業の取消、停止その他の処分を受けたとき

(5) 支払不能若しくは支払停止の状態に陥ったとき、手形若しくは小切手が不渡りとなったとき又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(6) 仮差押、仮処分、差押、競売その他の強制執行の申し立てがあったとき

(7) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申し立てがあったとき

(8) 公租公課の滞納処分を受けたとき

(9) 解散、会社分割若しくは事業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議し又はそうしようとしたとき

(10) 吸収合併、株式交換、株式移転又は全議決権の 2 分の 1 を超える株式の譲渡があった場合など、エンドユーザーの支配権に重大な変更があったとき

(11) 財産状態が著しく悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

(12) 第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反したとき

3 当社及びエンドユーザーは、本契約で明示的に規定する場合を除き、如何なる場合も本契約を解除できない。

4 本契約に異なる規定がある場合を除き、本条第 1 項及び 2 項の規定に基づく解除は、第 17 条の規定に基づく損害賠償の請求を妨げない。

(変更)

- 第 20 条 当社は、事前に変更内容を書面又は本契約においてエンドユーザーの連絡先として規定するエンドユーザーの電子メールアドレスを通じてエンドユーザーに通知することにより、本約款の一部を変更できるものとし、かかる通知に規定する変更日をもって、本契約には、かかる変更後の本約款が適用されるものとする。
- 2 エンドユーザーは、本契約において、エンドユーザーの連絡先として規定する事項を、事前にその法的な代表権限を有する者が記名押印した書面により当社に通知することにより変更できる。
3. 前各項に規定する場合を除き、本契約の変更は、当社及びエンドユーザーの各自の法的な代表権限を有する者同士が記名押印した書面による合意によらない限り、その効力を生じない。

(通知義務)

- 第 21 条 次のいずれかに該当する場合、エンドユーザーは、遅滞なく、その事実を書面により当社に通知しなければならない。
- (1) 商号、本店所在地、代表取締役その他の商業登記簿上の重要な事項に変動がある場合
- (2) 合併、会社分割又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡その他の重要な組織の変動がある場合
- (3) 株式の 50%以上が変動する場合
- (4) 前各号に準ずるその他の重大な事実がある場合

(譲渡禁止)

- 第 22 条 エンドユーザーは、当社の書面による事前承認がない限り、本契約上の地位並びに権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は引き受けさせ、若しくは担保の用に供してはならない。

(分離条項)

- 第 23 条 裁判所の判決によって、本契約のいずれかの規定が無効又は執行不能であると宣言された場合でも、他の規定の効力に何ら影響を及ぼさず、かかる無効又は執行不能な規定を除き、本契約は有効に継続する。

(完全合意)

- 第 24 条 本契約は、本サービスの提供及び使用についての当社とエンドユーザーの間の唯一かつ全ての合意を構成し、口頭、電磁的方法、書面その他の合意の手段を問わず、本契約の成立以前に当事者間でなされた本サービスの提供及び使用についての如何なる合意に優先し、かかるその他の合意は、本契約の成立をもって、その効力を失う。

(協議事項)

第 25 条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い当社とエンドユーザーが協議し、円満に解決を図るものとする

(合意管轄)

第 26 条 本契約にかかる当社とエンドユーザー間の全ての紛争は、東京地方裁判所をもって、第一審専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

本約款は、2022年6月1日をもって、制定し、かつ、施行する。

サービス仕様書

I. 用語の定義

次に規定する用語は、本約款本文に異なる規定のない限り、全て次に規定する意味を有する。

- (1) 「クラウドストレージ」とは、当社がオプションサービスにて提供する、インターネット上に構築されたバックアップデータの保存領域をいう。
- (2) 「ローカルストレージ」とは、エンドユーザーが用意するオンプレミスまたはそれに準ずる場所に用意されたバックアップデータの保存領域をいう。
- (3) 「ワークロード」とは、Microsoft Windows Server 及び Microsoft Windows が動作するそれぞれのコンピューターシステムをいう。
- (4) 「平日」とは、月曜日から金曜日（ただし、祝日および当社の指定する休業日を除く）をいいます。

II. 基本サービス

1. 基本サービスの構成

基本サービスの構成は、次のとおりとする。

品名		料金種別
基本サービス	初期設定	一括
	基本運用	月額

2. 基本サービスの内容

(1) 初期設定

a. アカウント作成および管理サイトの構築

当社は、エンドユーザーが本サービスをインターネット経由で使えるよう、アカウント及び管理サイトの設定を実施する。

b. 提供サービス設定

当社は、エンドユーザーが本契約に規定するストレージ容量、ワークロード数量、セキュリティ機能をインターネット経由で使えるよう、必要に応じて提供サービスの設定を行う。

(2) 基本運用

a. 提供サービス管理

当社は、初期設定により設定または利用可能な状態にされたアカウント、管理サイト、ストレージ容量、ワークロード数量、セキュリティ機能について、継続的に維持管理する。

III. オプションサービス

1. オプションサービスの構成

オプションサービスの構成は、次のとおりとする。

品名			料金種別
オプションサービス	バックアップ	クラウドストレージ（契約容量毎）	月額
		ローカルストレージ（契約容量毎）	月額
		ワークロードーServer（契約数量毎）	月額
		ワークロードー仮想マシン（契約数量毎）	月額
		ワークロードーワークステーション（契約数量毎）	月額
	セキュリティ	セキュリティ機能	月額
	オペレーション	インストール・初期設定	一括
		リストア	一括

2. オプションサービスの内容

(1) バックアップ

a. クラウドストレージ

当社は、エンドユーザーにバックアップデータの保管を行うためのクラウドストレージ及びバックアップ取得のためのソフトウェアを提供する。

b. ローカルストレージ

当社は、エンドユーザーが本サービスを使用してエンドユーザーが所有するオンプレミスまたはそれに準拠する場所に用意されたストレージ領域にバックアップデータの保管を行うためにバックアップの取得のためのソフトウェアを提供する。

c. ワークロード

当社は、エンドユーザーが本サービスを使用してバックアップを取得、あるいはセキュリティ保護を行うサービスをワークロード単位で提供します。なお数量は物理マシン上に構築されたサーバーOS、仮想化技術上に構築されたサーバーOS、物理マシン上に構築されたクライアントOSに分類して数量を計算する。

(2) セキュリティ

a. クラウドストレージのセキュリティ保護

当社は、エンドユーザーが取得しクラウドストレージに保管しているバックアップデータに対し、マルウェア対策スキャンを実施します。また、リストアを行う際にマルウェアを除去する機能を提供する。

b. ワークロードのセキュリティ保護

当社は、サービス利用者が本ソフトウェアを導入したワークロードに対してリアルタイム保護、オンデマンドスキャンなどのマルウェア対策機能を提供する。

(3)オペレーション

当社は、エンドユーザーの要望に応じ下記オペレーション代行サービスを提供します。なお費用は月額使用料には含まれず、別途御見積による対応となる。

a. インストール・初期設定

当社は、エンドユーザーが所有するサーバーにおいて本サービスを使用するためのソフトウェアのインストール及び初期設定を実施する。

b. リストア

当社は、エンドユーザーが本サービスを使用して取得したバックアップデータを用いて、ファイル単位あるいはディスク単位での復元を実施する（バックアップ対象となったアプリケーションの動作をリストア後も保証するものではありません）。

IV. サポート

1. サポートの提供

当社は、本サービス提供についての問合せ及びその障害に対応するために、エンドユーザーに対し、次のとおりサポートを提供する。

問い合わせ受付時間帯	24 時間 365 日
問い合わせ受付方法	FutureOne ヘルプデスクシステム
問い合わせ回答時間帯	平日の 9 時から 17 時まで
問い合わせ回答方法	FutureOne ヘルプデスクシステム、電子メール、または電話
障害連絡受付時間帯	24 時間 365 日
障害連絡受付方法	FutureOne ヘルプデスクシステム、 電子メールまたは電話（平日の 9 時～17 時まで）
障害対応時間	平日の 9 時から 17 時まで ただし、平日の 9 時から 17 時以外の時間帯は、当社とエンドユーザーが協議のうえ緊急性が高いと両者が合意した質問・相談に対してのみ対応するものとします。
制限事項	当社が提供する本サービスのうち、当社の指定するアプリケーションの動作に影響を与えないものに関する質問には対応致しません。

2. 障害情報通知

当社は、本サービスが正常に動作していない場合、エンドユーザーに障害の発生および復旧について通知する。

V. 提供時間および計画メンテナンス

- (1) 本サービスの提供可能時間帯は、24 時間 365 日とします。エンドユーザーは、本サービスの提供可能時間にて本サービスを使用することがでる。
- (2) 当社は、本サービスの停止を伴う計画メンテナンスを行う場合、その 15 日前までに FutureOne ヘルプデスクシステムまたは電子メールにてその旨をエンドユーザーに通知する。

VI. 制限事項

- (1) エンドユーザーによるストレージの使用およびバックアップの使用が当社のサービス運用維持に影響を及ぼすと当社が判断した場合、本サービスの使用を制限することがある。
- (2) エンドユーザーは、本サービスの使用のために、当社データセンターに立ち入り等を行うことはできない。
- (3) エンドユーザーは、本契約の解除にあたり、解除前にエンドユーザーからの要望に応じて別途の見積により、当社の指定する方法でデータをエンドユーザーに提供する。
- (4) エンドユーザーが本サービスで提供されるクラウドストレージに保管したデータについては、本契約の解除日に、Acronis より提示されている手法によって破棄されるものとする。

ー以下余白ー